

- 【計画の概要】**
- ◆ 計画の性格
 - 第11次印西市交通安全計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）を根拠とし、千葉県が策定した第11次千葉県交通安全計画に基づいて策定した計画です。
 - ◆ 計画の基本理念
 - 人命尊重の理念の下に、総合的かつ長期的な交通施策を実施し、交通事故のない、安全で安心なまちづくりの実現を目指します。
 - ◆ 計画期間
 - 令和3年度から令和7年度までの5年間

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通の目標及び重点事項

1 交通安全計画による目標

交通事故による死者数ゼロを目指すとともに、負傷者数を前年より着実に減らし、安全で安心して暮らせる印西市とすることが目標です。

2 計画の重点事項

(1) 重点事項1：高齢者の交通安全対策の強化

- ◆ 交通事故に遭わないための取組
- ◆ 交通事故を起こさせないための取組

(2) 重点事項2：自転車の安全利用対策の強化

- ◆ 自転車を安全利用できる環境づくり、ルール・マナーの向上、利用者の安全対策など

(3) 重点事項3：悪質・危険な運転者対策の強化（※新規）

- ◆ 悪質・危険な運転等をしない、させない環境づくり、あおり運転等の危険性の周知啓発、飲酒運転根絶の環境づくり及び飲酒運転など悪質・危険な運転に対する取締りの強化

◆4つの視点に基づき実施する主な事業◆

【第1の視点】高齢者・子供の安全確保

- ◎ 視認性の高い服装の着用及び反射材等の普及啓発
- ◎ 安全運転サポート車及び後付けの安全運転支援装置の設置促進
- ◎ 高齢者交通安全教室等の開催
- ◎ 通学路における交通安全の確保
- ◎ 参加・体験・実践型交通安全教育の推進
- ◎ 幼児・児童・生徒に対する交通安全教育
- ◎ 飲酒運転対策の強化の推進

【第2の視点】

- ◎ ゼブラ・ストップ活動及びサン・ライト運動の推進
- ◎ 自転車安全利用に係る広報活動の推進
- ◎ すべての年齢層への自転車用ヘルメット着用普及推進
- ◎ 幼児・児童・生徒に対する交通安全教育

【第3の視点】

- ◎ 生活道路等における交通安全対策の推進
- ◎ 通学路等における交通安全の確保
- ◎ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備
- ◎ 人にやさしい信号機等の整備
- ◎ 一般道路における効果的な指導取締りの強化等
- ◎ 交通事故多発箇所の共同現地診断

【第4の視点】

- ◎ 成人に対する交通安全教育
- ◎ 飲酒運転対策の強化の推進
- ◎ 救助・救急体制の整備

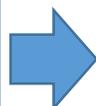
第2章 道路交通安全についての対策

第1節 今後の道路交通安全対策の方向

第2節 道路交通安全の施策

【4つの視点】

- ① 高齢者・子供の安全確保
- ② 歩行者・自転車の安全確保と遵法意識の向上
- ③ 生活道路・幹線道路における安全確保
- ④ 地域が一体となった交通安全対策の推進



【7つの柱】

- ① 市民一人一人の交通安全意識の高揚
- ② 安全運転の確保
- ③ 道路交通環境の整備
- ④ 道路交通秩序の維持
- ⑤ 救助・救急活動の充実
- ⑥ 被害者支援の充実と推進
- ⑦ 交通事故調査・分析の充実

第3章 踏切道における交通の安全

踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じ鉄道事業者や関係機関と協議し、安全対策を実施する。